

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業実施要領

1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少により介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護施設における介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

通所介護施設等においては、業務の付帯サービスである送迎業務を見直し、共同送迎を効果的に活用して、介護の質の向上を図るとともに、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めていくことが求められている。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、多様な担い手による生活支援体制の構築や高齢者自身の社会参加等が求められている。

こうしたことを同時に実現し、今後の本市のモデルとなる支援の姿を示し、他の施設や団体に普及させていくことを目的に当事業を実施する。

2 実施主体

実施主体は、活動拠点が市内にある社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等の福祉有償運送の登録が可能な団体（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施にあたっては、複数の法人で連携して実施することも可とする。

3 事業内容

事業内容は次の通りとし、実施団体は（１）から（３）の事業を必ず行うものとする。

（１）通所介護施設等共同送迎の実証実験の運営主体となる。

ア 運転手の確保

イ 送迎実務に係る詰所設置

ウ 通所介護施設等との調整、送迎計画作成

エ 共同送迎車両の管理（駐車場確保、燃料補充、洗車等）

オ 運営備品等の準備（運営スタッフ用携帯電話やパソコンのリース、事務所用インターネット回線通信契約・支払い事務、システム利用契約・支払い事務、車両への表示看板の準備等）

カ 各種保険加入（自動車保険、運転者用傷害保険、運行管理者用傷害保険、利用者用傷害保険等）

（２）実施団体又は事業に賛同する通所介護施設等が用意する車両を活用した高齢者の移動支援に資する取組を検討する会議に出席する。

（３）実施団体が主体となって、他の事業者と連携し、高齢者の移動支援の仕組みの創出を目指した取組を試行する。

4 市の補助

市は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5 事業実施団体の決定方法

本事業の実施団体は、公募型プロポーザルによる提案募集を行い、審査委員会による審査を経て決定するものとする。